団体使用者賠償保険（死亡・後遺障害1～3級）

ご 案 内

一般社団法人　名北労働基準協会

労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）

高額賠償に対応

「団体使用者賠償責任保険」が近年増加する企業の労災賠償リスクから、会員の皆様を守ります。

労働災害、過労死、過労自殺等業務が原因で労働者が死亡、重度後遺障害になった場合、企業の安全配慮義務違反を問い、労働者又はその遺族から高額な民事損害賠償訴訟がなされる事が多くあり、その額は高額な場合、2億円近くとなってきており、中小規模の企業には賠償支払による「一発倒産」もありえます。そこで、保険給付を高額賠償に限定（死亡・後遺障害1～3級）し、低廉な掛金で加入でき、このような労災リスクに対応するのが、この「団体使用者賠償保険」です。

〈高額化する労災補償と増加する従業員の「心の病」と企業リスク〉

＜労働裁判　高額判決＞

	金　額	事案事由
1	1億9800万円	過労死
2	1億8989万円	小脳出血
3	1億6524万円	原木落下
4	1億3500万円	過労自殺
5	1億2600万円	過労自殺
6	1億1111万円	過労自殺
7	1億　700万円	過労死
8	1億　398万円	過労自殺
9	9164万円	過労自殺
10	8700万円	過労死

平成27年3月　名北労働基準協会集計

脳・心臓疾患および精神障害等に係る労災補償の支給決定件数の推移

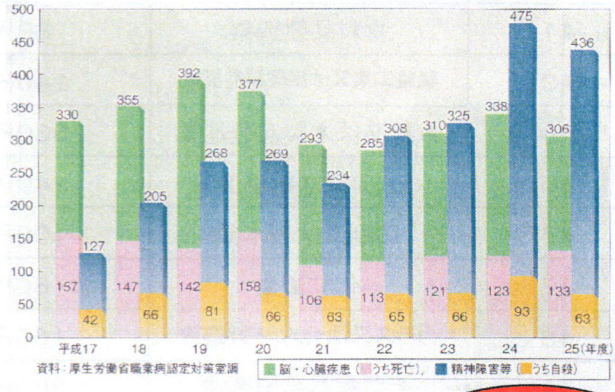

団体使用者賠償責任保険の概要

団体割引 5%適用

- ●この保険は、名北労働基準協会会員様限定の政府労災上乗せ保険です。
- ●補償範囲を高額賠償（死亡・後遺障害1～3級）に限定し、ニーズにあったリスクに対応。
- ●名北労働基準協会のスケールメリットにより、低廉な保険料を実現。
- ●賠償保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合にかぎります。
- ●各種給付金合算額を超過した損害賠償金を賠償保険金としてお支払いします。

保険期間　平成27年10月1日午後4時～平成28年10月1日午後4時まで1年間

※募集締切日は、平成27年9月11日（金）まで。募集締切日以降の中途加入も、毎月受付しております。詳細は取扱代理店までご照会ください。

＜お 問 い 合 わ せ 先＞

【担当部署】
（一社）名北労働基準協会　事業企画推進部
〒462-8575　名古屋市北区清水1－13－1
TEL：052-961-3655　FAX：052-962-1670

【取扱代理店】
（有）I・C・Aジャパン
（受付時間：午前9時から午後5時まで）
〒460-0002　名古屋市中区丸の内3-20-5　オアシス日向802号
TEL：052-951-6709　FAX：052-951-4806

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　名古屋支店　名古屋北支社
（受付時間：午前9時から午後5時まで）
〒460-8551　名古屋市中区丸の内3-22-21（9F）
TEL：052-953-3793　FAX：052-963-5774

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

※このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入にあたっての必要書類

●保険料算出のため、最新年度の「労働保険概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の写しを添付してください。

●建設業等有期事業の場合は、　併せて、前期完成工事高の確認ができる「決算書」等の写しを添付してください。＊建設関係事業は売上高より賃金総額を算出します。

月額保険料表（賃金総額100万円あたり）（保険金額1名1億円/1災害5億円）

事業種類番号	事業種類	月額保険料	事業種類番号	事業種類	月額保険料
32	道路新設事業	320円	54	金属製品製造業又は加工業	270円
33	舗装工事業	180円	56	機械器具製造業(57)(58)を除く	110円
35	建築事業(38)を除く	180円	57	電気機械器具製造業	30円
38	既設建築物設備工事業	180円	58	輸送用機械器具製造業	70円
41	食料品製造業	80円	61	その他の製造業	330円
42	繊維工業又は繊維製品製造	140円	71	交通運輸事業	80円
44	木材又は木製品製造業	630円	72	貨物取扱事業	180円
45	パルプ又は紙製造業	240円	93	ビルメンテナンス業	30円
46	印刷又は製本業	100円	94	その他の各種事業	20円
47	化学工業	60円	97	通信・放送・新聞・出版業	20円
48	ガラス又はセメント製造業	100円	98	卸売・小売・飲食・宿泊業	20円
52	金属材料品製造業	360円	99	金融・保険・不動産業	20円

上記以外の事業種類番号の場合は、個別に計算しますのでご連絡ください。

保険料例

●小売業（事業種類番号98）　年間賃金総額　3000万円　の場合

→3000万円／100万円×20円＝600円(月払)　<u>年間　7,200円</u>

●自動車製造業（事業種類番号58）　年間賃金総額1億円の場合

→10000万円／100万円×70円＝7,000円（月払）　<u>年間　84,000円</u>

連絡依頼票

FAX送付先：052－962－1670（一般社団法人　名北労働基準協会　事務企画推進部　行）

申込人（加入者）および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

事業場名	
所在地	〒　－
ご連絡先	TEL　　携帯　　FAX
ご担当者	部署役職　　お名前
ご連絡事項	□詳しい資料を送付して欲しい □説明を聞きたいので、□電話、□訪問してほしい □加入したいので、□電話、□訪問して欲しい

SJNK15-03898　2015.6.24